

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年4月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	平成21年4月8日午前10時22分頃、定期検査中において、協力企業作業員が、中央制御室内の照明用分電盤から発煙を確認し、午前10時27分頃、消防署へ連絡した。 連絡時点では、すでに発煙は止まっていたが、当該分電盤内を確認したところ、配線に巻いてあるビニールテープが溶けているのが確認された。 その後、消防署の現場確認により午前11時05分に火災でない判断された。 今後、原因について詳細に調査する。 また、本事象によるけが人はなく、外部への放射能の影響はない。	A	4月8日公表済

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋原子炉冷却材浄化系再生熱交換器室監視用ITV点検において、同装置モニターに映像が映らないことが認められたため、当該ITVモニタを補修。	D	
2	1号機	制御棒駆動機構機能検査において、制御棒1本(座標:18-31)の駆動時間(挿入)に判定値外れが認められたため、点検調整後、再検査。	D	
3	1号機	配管健全性検査(その1)検査要領書において、配管肉厚測定値の必要最小厚さに誤記が確認されたため、当該要領書を訂正。	D	
4	1号機	タービングラウンド蒸気復水器の耐圧試験時、蒸気式空気抽出器の水室蓋部より水の漏れ(堰内:約15リットル、汚染なし)が認められたため、当該蓋を補修。	D	
5	1号機	タービン建屋機械工作室給気加熱器圧力調整弁前ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
6	3号機	コントロール建屋非常用電気品室冷凍機空冷コンデンサ(A)用ファンにおいて、下部より異音が認められたため、当該ファンを点検。	D	
7	4号機	所内用空気圧縮機(B)電磁弁箱内の空気ヘッガードレン弁において、空気の微少漏れが認められたため、当該弁を点検・補修。	D	
8	4号機	復水器連続洗浄装置(C)運転中「工程渋滞」表示が発生し、同装置ボール回収弁の動作不良が考えられるため、当該回収弁を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353